

要 請 書

県議会 各会派 殿

2019年9月18日

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団

2011年3月11日に発生した福島第一原発事故は、いまだ収束していません。大量の放射性物質によって福島県と周辺地域は広く汚染され、溶融した核燃料の回収・廃炉、汚染水、山林等の除染、除染廃棄物の処理など多くの問題は未解決のままです。また、放射性物質による被害も終わっておらず、避難区域内外を問わず、多くの人々が避難を余儀なくされ、帰還の見通しをもてない状況にあります。

そうしたなか、福島県は、住宅無償提供の打ち切り以降、賃貸借契約を締結した世帯のうち、本年4月以降も国家公務員宿舎を退去できないでいる東京、埼玉、神奈川、茨城、京都の63世帯に対して、本年4月分から賃料の2倍に相当する額を「損害金」として請求しています。

しかし、避難者は、福島原発事故によって避難せざるを得なかった方々であり、その後の時間的経過のなかで、様々な個別の事情も生じています。また、住宅無償提供の打ち切りという事態に直面して、やむなく賃貸借契約を締結せざるを得なかったという事情も存するところです。こうした個別の事情を考慮することなく、賃貸借契約書に2倍条項が記載されているという一事をもって、一律に2倍額を請求するというのは、あまりにも形式的で実情を無視しています。

また、福島県は、賃貸借契約を締結することなく入居している5世帯について、調停が不調に終わったことを理由に、明渡しと賃料相当額の支払いを求めて提訴する方針を取り、9月定例県議会に議案を提出しています。

しかし、福島県が県民を提訴するという事態は、最も避けられなければなりません。調停を申し立て、それが不成立になったという経過さえ存すれば訴えを提起するという方針は、調停を訴訟提起のための単なる通過点とし、協議を尽くすというよりは実質的には福島県の方針を押しつけるためだけの過程となりかねない危険性もあり、あまりにも一方的です。また、生活の基盤を失うことにもつながりかねないことからしても、提訴という方法は、拙速と言わなければなりません。

そこで、私たちは、次のとおり、要請いたします。

記

1. 県が賃料2倍相当額を「損害金」として一律に請求することをやめさせること
2. 県が9月定例県議会に提案した提訴に関する議案に反対すること
3. 県が避難者やその団体等と定期的に面談の機会を設定し、避難者の個別の事情の把握に努め、避難者の実情に沿った柔軟な対応を取るよう求めること